

アーチェリー競技実施要領（身体）

1. 競技規則

令和5年度に適用の全国障害者スポーツ大会競技規則（（公財）日本パラスポーツ協会制定）及び全日本アーチェリー連盟競技規則（（公社）全日本アーチェリー連盟制定）によるもののほか、この要領に定めるところによる。

2. 競技方法

（1）競技種目は男女とも次のとおりとする。

ア 50m・30mラウンド（50m・30m）

イ 30mダブルラウンド（30m・30m）

（2）部門はリカーブ部門とコンパウンド部門とする。

（3）1標的2名（A・B）の1立制とし、3射ごとに採点・矢取りを行う。

（4）行射時間は3射2分以内とする。

（5）看的・矢取りが困難な競技者は、競技運営主管団体に委任することができる。

（6）いす使用は、競技上有利にならなければ認めない。ただし、いすは背もたれ肘掛など体を支える構造があってはならない。

（7）車いすの競技者は、足やフットレストを地面につけてはならない。

（8）障害区分1（第8頸髄まで残存）、障害区分3（上肢）の競技者はリカーブ部門において、審判長の承認を得て手に補装具（リリースエイド等の発射装置）を使用することができる。

また、身体的機能の補助を目的とした補装具（引き手・押し手・体幹）を審判長の承認を得て使用することができる。

（9）障害区分1または特別な事情のある競技者は、アシスタントを1名つけることができる。

3. 用具

競技に必要な用具は、競技者が各自用意し、当日用具検査を受けたものを使用する。

4. 服装等

（1）競技時の服装は、競技規則に準じたものとする。

（2）番号布（ゼッケン）は、主催者が交付したものを競技者のクイーパー又は大腿部に表示し、競技中は常にシューティングライン後方から見えなければならない。指定の場所への表示が難しい場合は、別途指示する。

5. 開始式・表彰式

（1）開始式は、競技開始前に競技会場で行う。

（2）表彰式は、競技終了後に競技会場で行う。

6. その他

(1) 30mの標的競技の経験者以外は危険なので出場できない。

グリーンバッヂ(安全バッヂ)所持者が望ましい。

(2) 競技会場においては、競技中のみならず係員の指示に従うこと。